

■ p. 43 【公務員の国外犯（4条）】問題1 解答・解説

誤：× 日本国外において収賄の罪を犯した日本国の公務員乙に対しては、刑法4条3号により、我が国の刑法が適用される（公務員の国外犯）。しかし、公務員に対する贈賄行為については国外犯を処罰する旨の規定がないので、甲に対して我が国の刑法は適用されない。

正：○ 贈賄行為について、平成29年6月改正により、国民の国外犯として我が国の刑法を適用する規定が制定されたため（刑法3条6号）、甲に対して我が国の刑法が適用されることとなった。また、日本国外において収賄の罪（刑法197条～197条の4）を犯した日本国の公務員乙に対しても、刑法4条3号により我が国の刑法が適用される（公務員の国外犯）。

※なお、平成29年6月改正により、3条の国外犯処罰規定に「贈賄」（6号）が挿入されたことに伴い、改正前6号以下が7号以下に繰り下げとなります。